

協議離婚 記入例

令和3年9月1日から離婚届の様式が改正され、養父母欄が増え、押印が任意となりました。引き続き改正前の様式も使えます。

鉛筆や消えるボールペンは使用できません

現在住民登録をしている住所を記入。住所変更をするときは開庁日に住所異動の手続きが必要。

養父母欄のない様式の届書を使用する場合は「その他」欄に以下の例のとおり記載  
例) 夫(妻)の養父(養母)「□□□□」続柄「養子(養女)」

裁判上の離婚以外は「協議離婚」。裁判上の離婚は書き方や添付書類が異なりますのでお問合せください。

旧姓に戻る場合のみ記入。※婚姻中の氏を希望するときは別添届書が必要。  
もとの戸籍にもどるとき → 婚姻前に在籍した本籍地番  
新しい戸籍をつくる時 → 新しく本籍をおきたい地番

未成年者の子がいるときは、親権者となる方の欄に子の氏名を記入。

別居を始める前の世帯で、主に収入のある方のお勤め先等のあてはまるものにチェック。

国勢調査のある年度に届出する場合のみ記入。

署名は必ず本人が自署する。

離婚届		受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日
		第 号	第 号
令和〇〇年 12月 5日 届出		送付 令和 年 月 日	長印
長 殿		容積調査	戸籍記載
		記載調査	調査票
		附 票	住民票
		通 知	
(1) 氏 名	夫 きさらづ たろう	妻 きさらづ はなこ	
生 年 月 日	昭和50年 1月 5日	昭和55年 3月 21日	
住 所	千葉県木更津市朝日3丁目 10番19号	東京都千代田区九段南1丁目 2番1号	
(2) 本 籍	神奈川県横浜市中区港町一丁目1番		番地番
父母及び養父母の氏名	夫の父 木更津 一朗	妻の父 房総 三郎	続き柄
父母との続き柄	母 木更津 ヨシ	母 房総 ハナ	続き柄
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解	年 月 日 成立
婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫	<input type="checkbox"/> 妻	年 月 日 成立
もどる者の本籍	東京都千代田区九段南一丁目2番	筆頭者の氏名	房総 花子
同居の期間	平成〇〇年 6月 から	令和〇〇年 12月 まで	
別居する前の住	千葉県木更津市朝日3丁目10番19号	番地番	号
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年... 年...の4月1日から...年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>		
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業	
届出人署名	夫 木更津 太郎	妻 木更津 花子	
事件簿番号	080-0000-0000		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
~~本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通または8通提出してください。(市区町村役場が相当と認めるときは、1通で足りることもあります。)~~ また、そのさい戸籍謄本も通もあわせて提出してください。

- 調停離婚のとき→調停調書の謄本
- 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
- 和解離婚のとき→和解調書の謄本
- 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
- 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 (※押印は任意)	富津 三郎 印
生 年 月 日	昭和24年 5月 18日
住 所	千葉県木更津市朝日3丁目 10番19号
本 籍	千葉県木更津市朝日三丁目 10番 番地番
署 名 (※押印は任意)	君津 良子 印
生 年 月 日	昭和32年 3月 26日
住 所	東京都千代田区九段南1丁目 2番1号
本 籍	東京都千代田区九段南一丁目 2番 番地番

証人欄：協議離婚ときは、成人2名の証人が必要。必ず各証人が自署する。

- もとの戸籍にもどるとき → 婚姻前に在籍した戸籍の筆頭者の氏名  
※もとの戸籍で全員が除籍になっているときはもどれません。ご自身で新しい戸籍をつくります。
- 新しい戸籍をつくる時 → 婚姻前のご自身の氏名

未成年の子については「親権」の記載がなされますが、戸籍(子の氏)は変動しません。離婚後の新戸籍へ子を入籍させたいときは、裁判所へ「子の氏の変更についての許可」の申立てをし、その審判書の謄本を持って市役所へ入籍届を提出する必要があります。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
養育費の分担について取決めをしている。 (養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等)の衣食住に) 取決め方法：(□公正証書 それ以外)  
まだ決めていない。  
あてはまるものにチェック  
このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。  
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp.

屋間連絡のとれる電話番号を必ず記載。